

12.15 浅川葉子

戦時加算

戦時加算とは、平和条約において条約関係にある連合国の国民が第二次世界大戦前又は大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に戦争期間（昭和16（1941）年12月8日又は著作権を取得した日から平和条約の発効する日の前日までの実日数）を加算するという制度。平和条約の発効日は国によって異なる。

日本が戦争期間中、連合国の著作物の著作権を保護しておらず、条約上の義務を果たしていなかったという前提による。

（平和条約15条（c））

平和条約

15条（c）

（ ）日本国は、公にされ及び公にされなかつた連合国及びその国民の著作物に関して千九百四十一年十二月六日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後引き続いて効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であつた条約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によつて廃棄され又は停止されたかどうかを問わず、これらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかつたならば生ずるはずであつた権利を承認する。

（ii）権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、六箇月の期間を追加して除算しなければならない。

日本政府はこの第15条（c）をうけて、次の法律を施行した。

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律

（著作権の存続期間に関する特例）

第四条

1 昭和十六年十二月七日に連合国及び連合国民が有していた著作権は、[著作権法](#)に規定する当該著作権に相当する権利の存続期間に、昭和十六年十二月七日から日本国と当該連合国との間に[日本国との平和条約](#)が効力を生ずる日の前日までの期間（当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間が有るときは、その期間を除く。）に相当する期間を加算した期間継続する。

2 昭和十六年十二月七日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日までの期間において、連合国亦は連合国民が取得した著作権（前条の規定により有効に取得されたものとして保護される著作権を含む。）は、著作権法に規定する当該著作権に相当する権利の存続期間に、当該連合国又は連合国民がその著作権を取得した日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日までの期間（当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間が有るときは、その期間を除く。）に相当する期間を加算した期間継続する。

「戦争」の期間

始まり 1941年12月8日

終わり 1952年4月28日

対連合国の平和条約が発効する1952年4月28日までは、国際法的には日本と連合国の間に戦争状態が継続していた（平和条約1条）。戦闘期間が終わっても、連合国軍占領期間中は「戦争」が続いていたとされている。

戦中、戦後の日本における外国著作物の著作権の保護について

* 戦時中、旧著作権法27条に基づく保護

（著作物を利用する場合、相当な努力を払っても著作権者がわからない場合や、著作権者はわかるがその居所が不明で交渉ができない場合、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料に相当するものとして文化庁長官が定める補償金を供託して著作物を利用することができる）

内務大臣の裁定を受けて補償金を供託して外国著作物を使用した場合、その補償金は戦後、連合国側に引き渡された。また、内務省の指導もあって、多くの出版社が補償金を供託したり積み立てたりして、外国著作物の翻訳や出版をしていた。

* 占領下での外国著作物の扱い

日本人による外国著作物の利用については、総司令部による厳しい監視がされた。日本人が外国の著作物を翻訳・発行する場合には必ず連合国軍総司令部の民間教育情報局の許可を受けなければならなかった。さらに、50年フィクションというかたちの保護の強要もあった。

50年フィクション

（連合国軍占領下、総司令部から著作権はすべて、著作者の死後50年間保護されるとされた。アメリカの著作物の場合は登録制をとっており、保護期間は登録後56年とされた。当時（旧）著作権法は、著作権の保護期間を著作者の死後30年にしていた。ベルヌ条約で保護期間が死後50年強制となるのは1956年のブラッセル改正条約から。）

問題点

・ 戦争期間中に実質的な権利の保護を図れなかったという仮定は、日本だけに当てはまる状況ではないはず。

戦時中及び戦後、連合国における日本の著作物の保護については追求されなかった。

・ 日本は、戦中戦後、実際に外国著作物の著作権保護をしていなかったといえるのか。

旧著作権 27 条に基づく供託による海外著作物の保護があった。

さらに、占領下、50 年フィクションなどにより著作権法や条約上の義務の範囲を超えた保護を強要されていた。

参考文献

宮田昇 『翻訳権の戦後史』 みすず書房 1999 年

著作権は

放棄いたします。